

## 11. 特別支配株主による株式等売渡請求等

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社において、特別支配株主（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）による「当該投資法人の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定」又は「当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことの決定」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号d（k）】

※ 特別支配株主による株式等売渡請求等には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

#### 〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 資産運用会社が、当該株式等売渡請求に係る承認又は不承認の決定をした場合には、「開示事項の経過」として開示してください。
- ③ 資産運用会社が、会社法第179条の6に定める「株式等売渡請求の撤回」に係る承諾をするか否かの決定をした場合には、「開示事項の経過」として開示してください。

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### ① 「株式等売渡請求を行うことについての決定」が行われた場合

- a. 当該決定に至った経緯
  - ・ 特別支配株主が当該決定に至った背景や意思決定過程について、特別支配株主から聴取した内容を記載することが考えられます。
- b. 特別支配株主の概要
  - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、所有株式数（所有比率）を記載する。
  - ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）、所有株式数（所有比率）を記載する。
- c. 売渡請求が行われた年月日
- d. 売渡請求の内容
  - ・ 対象となる株式及び新株予約権の種類及び数や、対価として交付される金銭の額又はその算定方法、取得日（売渡株式及び売渡新株予約権を取得する日）など、特別支配株主からの請求通知に記載される内容と同等の内容を記載する。
- e. 当該決定への資産運用会社の対応方針
- f. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

#### ② 「株式等売渡請求を行わないことの決定」が行われた場合

- a. 当該決定に至った経緯
  - ・ 特別支配株主が当該決定に至った背景や意思決定過程について、特別支配株主から聴取した内容を記載することが考えられます。
- b. 当該決定への資産運用会社の対応方針
- c. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項